

動薬協会発 135 号  
令和 4 年 12 月 23 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（4 消安第 5181 号）がありましたので、お知らせします。

4 消 安 第 5181号  
令和 4 年12月 22日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

【写】

4 消安第 5181 号  
令和 4 年 12 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の強化について

本年の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生は、10 月 28 日に初感染が確認されて以降本日までに 22 道県 47 事例が確認されています。野鳥においても全国的に本病ウイルスの検出が続いており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況と考えられます。

このような状況を踏まえ、12 月 22 日に今シーズン 2 回目の関係閣僚会議が開催され、改めて政府内での連携とともに徹底して本病の対策に当たることを確認したところです（別紙参考）。

本会議を踏まえ、各都道府県における本病の防疫対策の強化措置として、下記の点について、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

## 1 消毒の実施

次の項目により、家きん飼養農家における農場及び各家きん舎周囲での消石灰の散布等による消毒の実施について検討すること。

(1) 家きんにおいて本病の発生が確認されている都道府県に所在する全ての家きん飼養農場における緊急消毒

### ① 実施の方法

ア 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条に基づき、消毒命令を行うとともに、別添 1 の消毒薬散布のイメージを参考に、家畜防疫員が自ら実施または家畜防疫員の指導（文書による指導を含む。）の下、家きん飼養衛生管理者等が消毒を実施。

イ 家畜防疫員は、初回消毒後も、家きん飼養農家に対し、継続的に消毒に係る指導を行うこと。

② 経費負担

本病の続発を予防するため緊急的に実施するものであることから、①のアの方法によって行う初回実施分については家畜伝染病予防法第60条第1項第6号に掲げる経費（国費全額負担）とすることが可能である。

(2) 全ての家きん飼養農場における消毒

① 実施の方法

家きんにおいて本病の感染リスクが高まっていることから、地域一体となった本病の発生予防の取組として都道府県又は生産者の組織する団体等が消毒を実施。

② 経費負担

①の方法によって行う消毒については消費・安全対策交付金を活用することが可能（国費二分の一負担）であるため、別途担当より要望調査を実施することから、その活用について検討すること。

なお、(1)の家きん飼養農場についても対象とすることが可能である。

2 農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底

今月7日に農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を開催し、農林水産大臣より、今後、最大限の緊張感をもって本病対策に取り組むことを確認するとともに、生産者をはじめとした畜産に携わる幅広い関係者及び都道府県の行政関係者の皆様に向け、発生予防及びまん延防止の取組強化について、メッセージを発信したところであり、「年末年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する防疫対策の徹底について」（令和4年12月22日付け4消安第5040号）の1の(2)の対策について、家きん飼養農場に対して指導等を徹底すること。

3 地域一体となった防疫の取組

本病対策としては、家きんの飼養者はもとより、行政機関、関係団体等が一体となった消毒や野生動物対策等の防疫の取組が重要であることから、次の項目について、実施を検討すること。

(1) ため池等水場周辺の本病対策の取組強化

家きん飼養者をはじめとする関係者が一体となった本病発生予防対策の指導の強化を図ること。

その際、今般、都道府県からの情報提供を基に、別添2のとおり事例をとりまとめたので、池周辺での本病対策に取り組まれる際にご活用いただきたい。また、いただいた事例の詳細についても別途担当よりとりまとめて共有するので、併せてご参照されたい。

なお、別添3のとおり、12月22日付けで、農林水産省農村振興局整備

部防災課長から地方農政局等を通じて、都道府県土地改良部局に対してため池における本病対策の取組みへの協力依頼がなされているので、併せてお知らせする。

## (2) 経費負担

消毒機器の整備などと併せて、3の(1)のうち、ため池等の周辺の消毒や野鳥対策については、消費・安全対策交付金を活用(国費二分の一負担)することが可能であるため、別途担当より要望調査を実施することから、その活用について検討すること。

以上